○津山圏域衛生処理組合公有財産取扱規則

平成２６年９月１日

津山圏域衛生処理組合規則第６号

（目的）

第１条　津山圏域衛生処理組合における公有財産の取得，管理及び処分に関する事務の取扱いについては，この規則の定めるところによる。

（準用）

第２条　公有財産に関する事務については，津山市公有財産取扱規則（昭和４０年津山市規則第１５号）を準用する。

付　　則

この規則は，公布の日から施行する。